

朝霞市規則第 8 号

朝霞市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

朝霞市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 25 年朝霞市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 22 項若しくは第 26 項」に改め、同条第 3 項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 項第 22 項若しくは第 26 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。